

実 施 基 準 等 一 覧

1. 港則法第39条第4項に基づく勧告の基準等

勧告は、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置として自主的な安全措置を促す場合に行う行為である。

なお、事態の推移によって二段階(警戒勧告(第一体制)、避難勧告(第二体制))で勧告する場合がある。

(1) 異常な気象又は海象

①津波

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・山形県に『津波注意報』が発表された場合	・条件となる注意報・警報の発表時	『様式1』のとおり
避難勧告(第二体制)	・山形県に『大津波警報又は津波警報』が発表された場合		『様式2』のとおり
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除され、港内の安全が確認された時		『様式6』のとおり

※ 震災により情報伝達が行えない場合もあることから、当該警報等の発表をもって自動発令とする。

②台風

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「24時間以内」に、『強風域(平均風速15m/s以上)』に入ると予想された場合	・条件となる台風情報の発表時	『様式3』のとおり
避難勧告(第二体制)	・気象庁が発表する台風情報において、山形県沿岸が「12時間以内」に、『暴風警戒域(平均風速25m/s以上)』に入ると予想された場合		『様式4』のとおり
勧告解除	・台風が通過し、又は勧告の条件となる暴風警戒域に入る可能性が無くなり、港内の安全が確認されたとき		『様式6』のとおり

※1 『台風』に関する山形県気象情報を参考とする。

※2 事態の推移によって、直接『避難勧告(第二体制)』を勧告する場合がある。

③発達した低気圧等

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
警戒勧告(第一体制)	・山形地方気象台から『暴風(又は暴風雪)』に関する山形県気象情報が発表され、庄内に『暴風(又は暴風雪)警報』の発表を見込む場合	・条件となる気象情報等の発表時	『様式3』のとおり
避難勧告(第二体制)	・山形地方気象台から『暴風(又は暴風雪)』に関する山形県気象情報が発表され、庄内に「概ね24時間以内」に『最大風速 海上 25メートル以上』を見込む場合		『様式4』のとおり
勧告解除	・勧告の条件となる注意報・警報が解除(又は変更)され、港内の安全が確認されたとき		『様式6』のとおり

※1 防災情報提供システム「注意警報時系列」及び山形県気象情報を参考とする。但し、冬季の季節風(「冬型の気圧配置」によるもの。)に伴う場合は個別判断する。

※2 事態の推移によって、直接『避難勧告(第二体制)』を勧告する場合がある。

(2) 海難の発生その他の事情

区 分	条 件	勧 告 時 期	内 容
勧告	・ 港内において海難(乗揚、火災・爆発等)が発生し、海上交通の危険が生ずるおそれがあると予想される場合 ・ 港湾施設が被災(防波堤倒壊等)し、又は港湾施設・背景地等で事故(石油基地火災・爆発等)が発生し、海上交通の危険が生ずるおそれがあると予想される場合	・ 必要と判断された場合、速やかに	『様式5』のとおり
勧告解除	・ 勧告の条件となった事象が沈静化され、港内の安全が確認された時		『様式6』のとおり

2. 港則法第39条第3項に基づく退去命令の基準等

区 分	基 準 等	内 容
退去命令	・ 酒田港長（又は酒田海上保安部長）が港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図るために必要と判断した場合、当該船舶の船長又はその運航について責任のある者に対して命令する。	『様式7』のとおり
命令解除通知	・ 酒田港長（又は酒田海上保安部長）が当該船舶による港内の危険が回避されて港内が安全であると判断した場合、当該船舶の船長又はその運航について責任のある者に対して命令解除を通知する。	『様式8』のとおり

3. その他

【参考】

『山形県船舶安全対策協議会』組織構成

- 防災行政機関
- 小型船舶安全協会
- 漁業協同組合
- 港湾工事関係団体
- 曳船
- 旅客船
- 港湾等管理者
- マリーナ
- 船舶代理店

台風・低気圧等に対する船舶対応表

段階の種類	船 舶 の 対 応							
	港 内 着 岸 船			錨 泊 船		航 行 船		
	大型船	中型船	小型船	大型船	中型船	大型船	中型船	小型船
警戒勧告 (第一体制)	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇港外退避準備	◇荷役・作業中止 又は早期完了 ◇係留強化準備 又は港外退避 準備	◇係留強化準備又は 陸揚げ固縛準備	◇機関使用 ◇港外避難準備	◇機関使用 ◇港外避難準備 又は着岸のうえ 係留強化準備	◇入港見合せ港外 避難準備	◇着岸のうえ係留 強化準備又は 入港見合せ 港外避難準備	◇着岸のうえ 係留強化準備、 陸揚げ固縛 準備
避難勧告 (第二体制)	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛	◇港外退避	◇港外退避又は 係留強化	◇港外退避	◇係留強化又は 港外退避	◇係留強化又は 陸揚げ固縛

※ 危険物積載船舶、旅客船、大型船等において、運航基準等に定める措置基準等が本表より安全値に設定されている場合は、その運航基準等を優先する。

- 警戒勧告（第一体制） : 港内又は港の境界付近にある船舶に対し、『避難勧告（第二体制）』（以下「避難勧告」という。）の準備作業となる荒天準備等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。
表中の措置は、『避難勧告』の発出に備え、最低限の措置として速やかに行なわなければならない。
ただし、船長が危険防止のために必要であると判断した場合は、『避難勧告』の発出がなくとも自主的・積極的に避難勧告の措置を行なうことができる。
- 避難勧告（第二体制） : 『警戒勧告（第一体制）』が発出されている状況下において、港内又は港の境界付近にある船舶に対し、港外退避、係留強化等、自主的な安全措置を促す場合に行なう措置をいう。
ただし、事態の推移によって、直接『避難勧告』が発出される場合がある。
- 大型船 : 総トン数1万トン以上の船舶（山形県船舶安全対策協議会により合意を得た基準）をいう。
- 中型船 : 総トン数1万トン未満の小型船を除く船舶をいう。
- 小型船 : 総トン数20トン未満の船舶の船舶をいう。
- 港外退避 : 台風等の影響を受けない港外、沖合い、避泊地等に避難する。
- 機関使用 : 錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより風浪に対応する。

山形県における津波に対する船舶対応表

津波警報・注意報の種類		津波襲来までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船（漁船を含む）			小型船（プレジャーボート、小型漁船等）		
			港内着岸船		錨泊船（作業船を含む）	航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船
			一般船舶（作業船を含む）	危険物積載船舶				
大津波警報	10m超 （10m<予想高さ）	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後、陸上避難 又は港内避泊
	10m （5m<予想高さ≤10m） 5m （3m<予想高さ≤5m）	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後、陸上避難又は港外退避
津波警報	3m （1m<予想高さ≤3m）	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後、陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後、陸上避難又は港外退避
津波注意報	1m （0.2m<予想高さ≤1m）		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 （場合によっては港外退避）	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後、陸上避難（場合によっては港外退避）	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後、陸上避難又は港外退避
備考				事業者側で予め対応マニュアルを作成	錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

- 日本海側で発生する津波は、時間的余裕はほとんど無く、気象庁が津波警報等発表後に出す津波情報「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で確認のうえ対応すること。
 - 有り：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
 - 無し：大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外避難、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合
 - 大型船：タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
 - 中型船：大型船及び小型船以外の船舶をいう。
 - 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない）という。
 - 陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置をとる。
 - 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。
 - 港内避泊：港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスタにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航）。
 - 係留避泊：係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることも考慮する。）。
 - 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 船舶においては利用港で検討された対応策が反映された津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。